

『警報』発令時の措置について

暴風雨・洪水等の非常事態発生時対応について下記の通りになっていますので、各位におかれましては、下記の事項を熟読の上、児童の安全対策にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1, 午前7時現在 警報発令されている場合

奈良県全域 奈良県北部 五條市北部 五條、北部吉野

に

暴風 暴風雨 地面現象（地震） 大雨（土砂災害） 洪水 浸水 大雪 等

- いずれかの警報が発令されている場合は、休校です。
- 午前7時以降、警報が解除になっても休校です。

2, 登校途中・授業中 警報発令された場合

- 学校で待機します。
- その後、メール（未加入者は電話）で各保護者に連絡をします。併せて地域委員にメール（または電話）で迎えの依頼をさせていただきます。地域委員は、児童数に応じた迎えの準備をして学校へお願いします。

3, 長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）も上記に準じます。

- 登校日・野外活動・自由水泳・愛校当番・水泳教室・特設クラブなども上記と同様に対応してください。

※注意報発令時は、原則として平常授業を行います。ただし、地域的に登下校の困難な場合は当該地域からご連絡くださいますようお願いいたします。それにより、学校長の判断で自宅待機等の処置を講じる場合もあります。